

〔 平 18. 11. 9 〕
企 画 1 — 2 〕

資 料

～ 地 方 税 財 政 関 係 資 料 ～

目 次

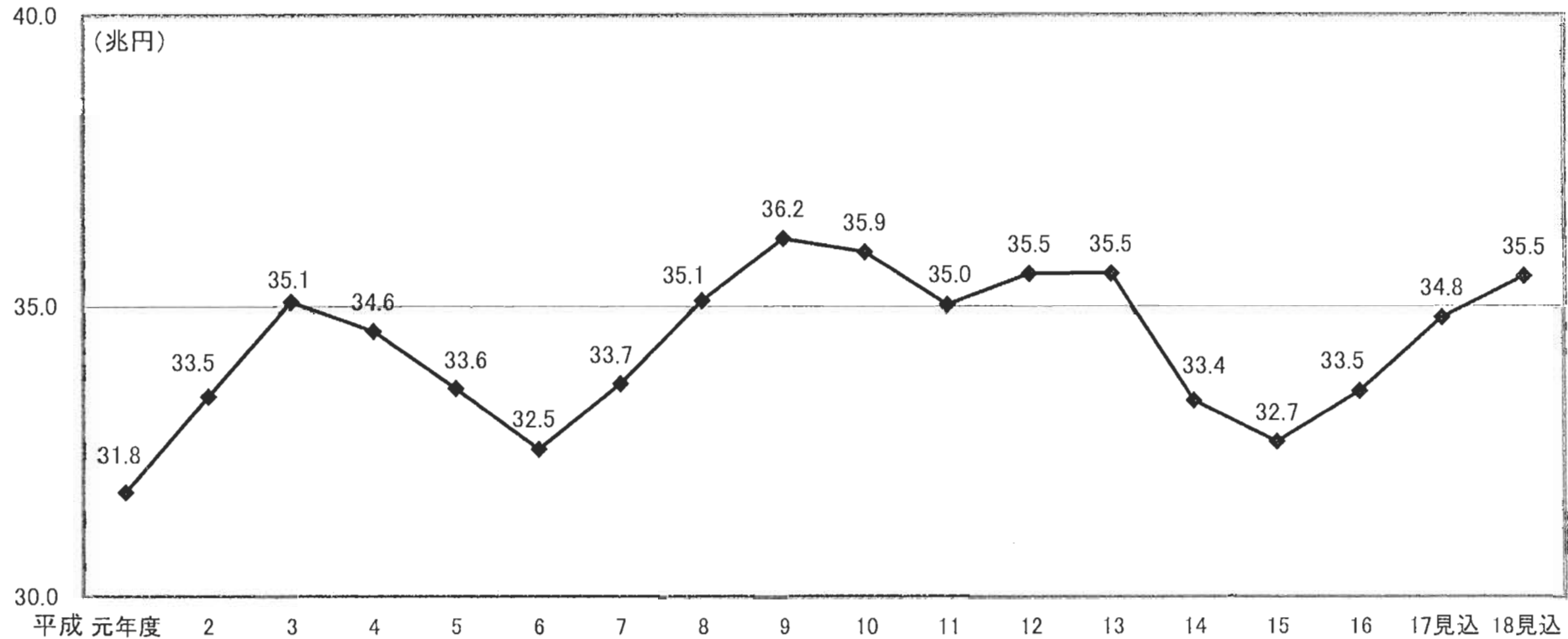
1	地方税収入の推移と最近の主な税制の動き	1
2	過去10年間の地方の一般歳出の推移	2
3	地方財源不足の推移と主な要因	3
4	地方財政の借入金残高の状況	4
5	国税・地方税の税収内訳	5
6	国・地方の税源配分について	6
7	地方財政の果たす役割	7
8	地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の 人口1人当たり税収額の指数	8
9	地方たばこ税、自動車税及び軽油引取税の人口1人当たり税収額の指数	9
10	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（抄）	10
11	地方分権の推進と三位一体の改革	12
12	地方分権改革推進法案	13
13	法人二税の税率の推移	14
14	法人所得課税の実効税率の国際比較	15
15	固定資産税（償却資産）について	16
16	主な金融商品にかかる住民税	17

地方税収入の推移と最近の主な税制の動き

抜本的税制改革

〔個人住民税〕
〔法人二税〕

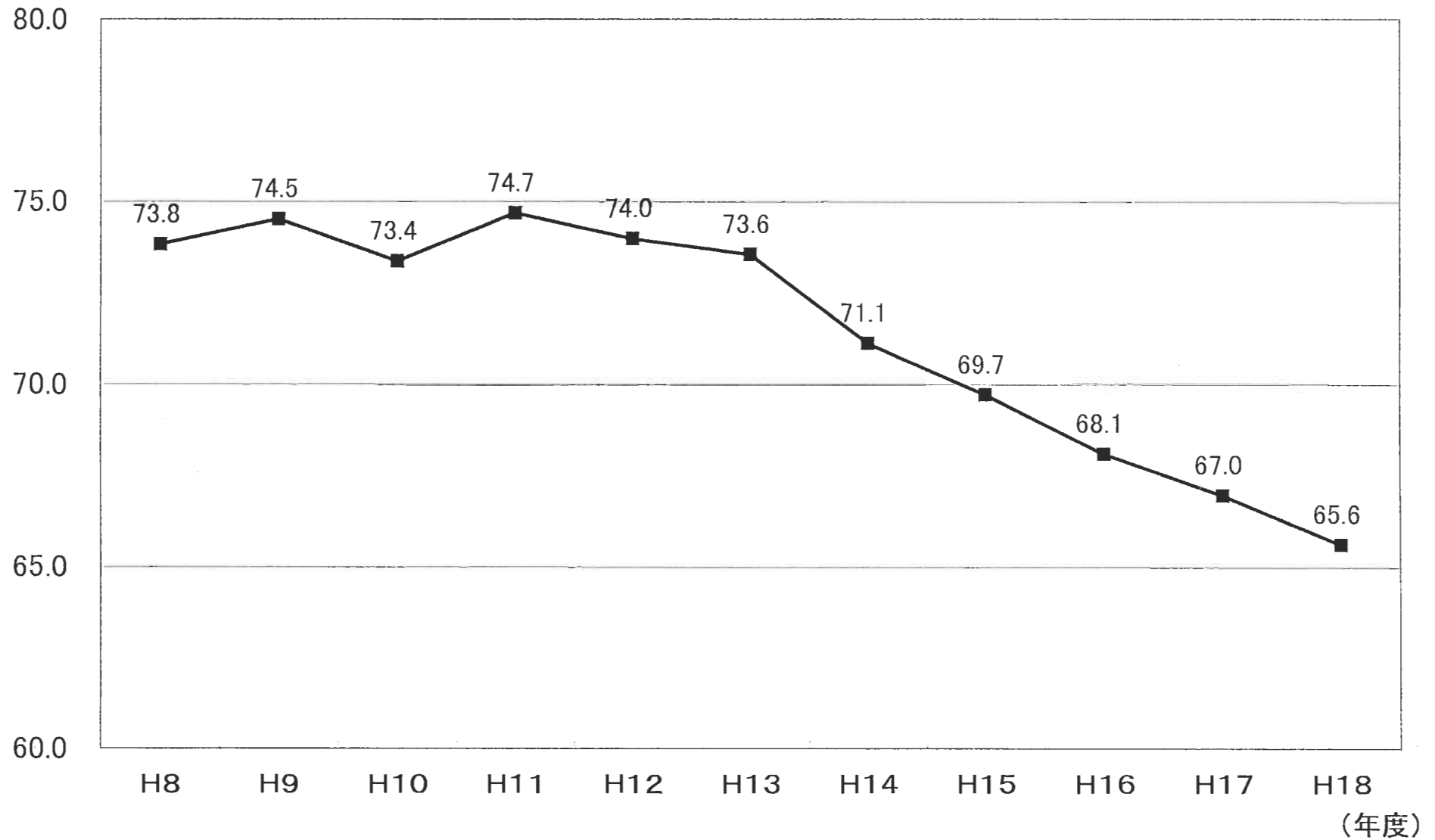
6年度分 特別減税 (▲1.7兆円)	制度減税 7年度以降（平年度▲1.0兆円）		10年度分 特別減税 (▲1.2兆円)	恒久的減税 11年度以降（平年度▲1.1兆円） （注）定率減税については、18年度分をもって廃止。
	7年度分 特別減税 (▲0.6兆円)	8年度分 特別減税 (▲0.6兆円)		
恒久的減税 11年度以降（平年度▲0.8兆円）				
地方消費税導入 （10年度以降平年度化 +2.5兆円前後）				



(注) 平成16年度までは決算額、17年度及び18年度は見込額である(超過課税分及び法定外税を含む)。

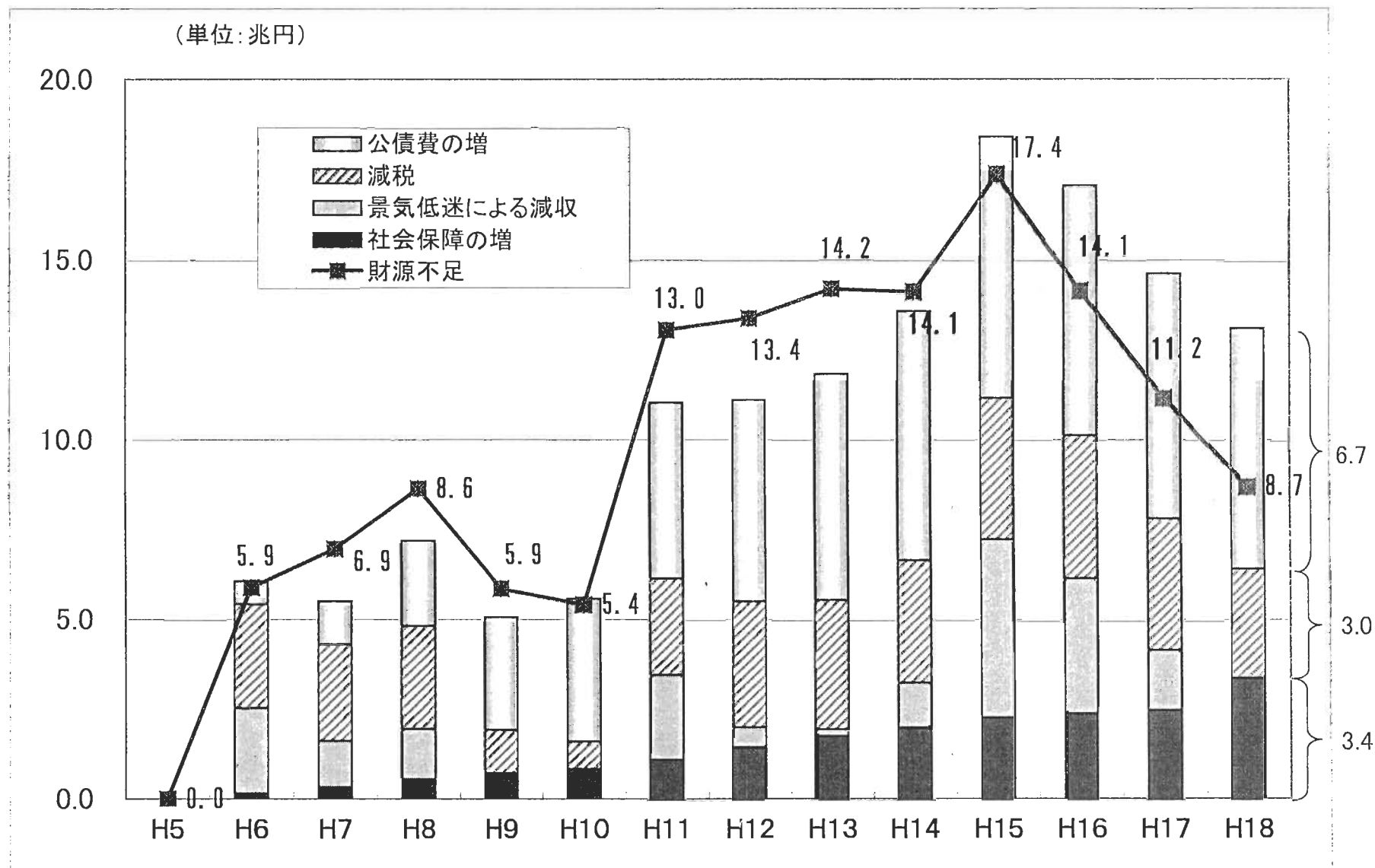
過去10年間の地方の一般歳出の推移

(単位: 兆円)



※一般歳出は地方財政計画ベースである。
※H17、H18の地方の一般歳出は国保調整交付金等を除く額である。

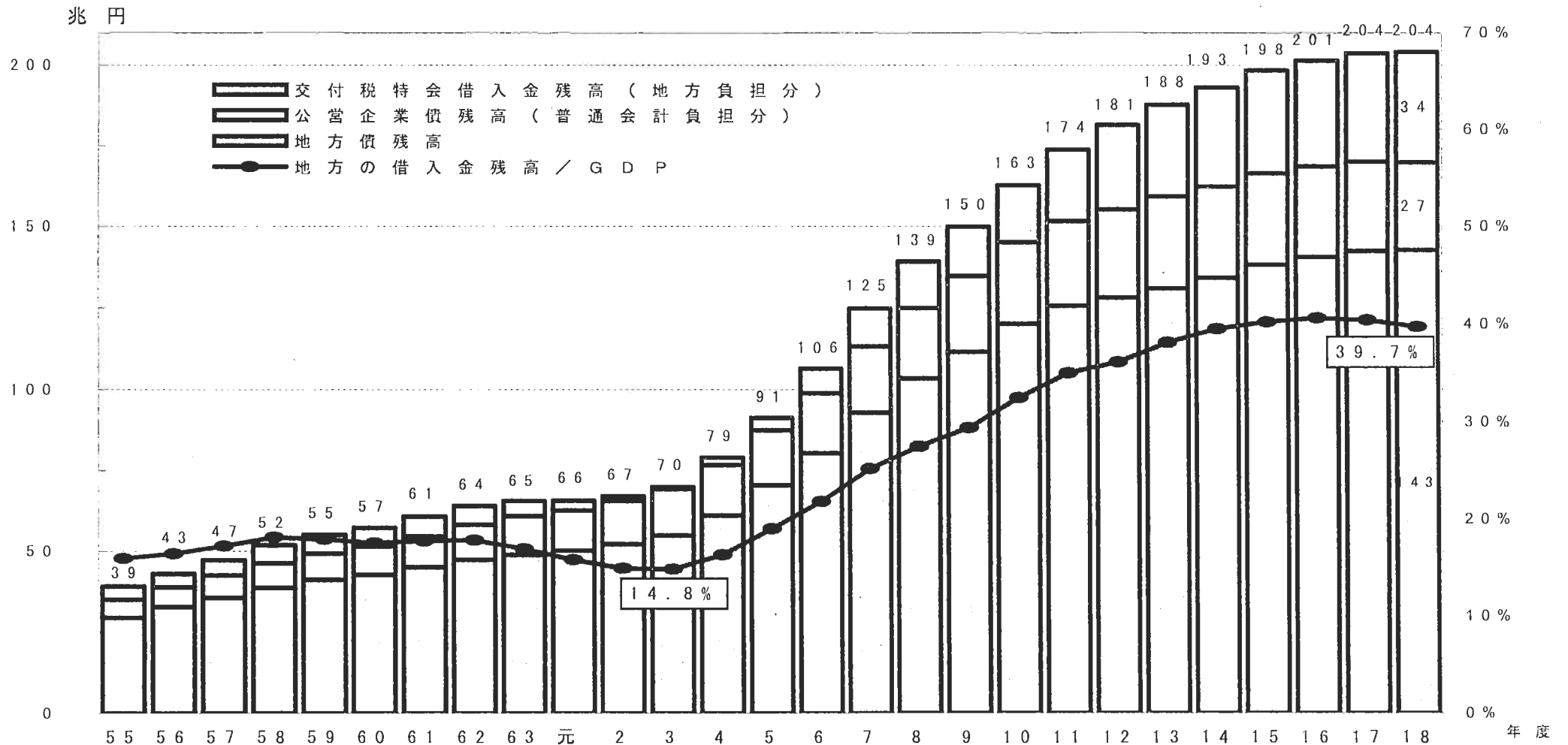
地方財源不足の推移と主な要因



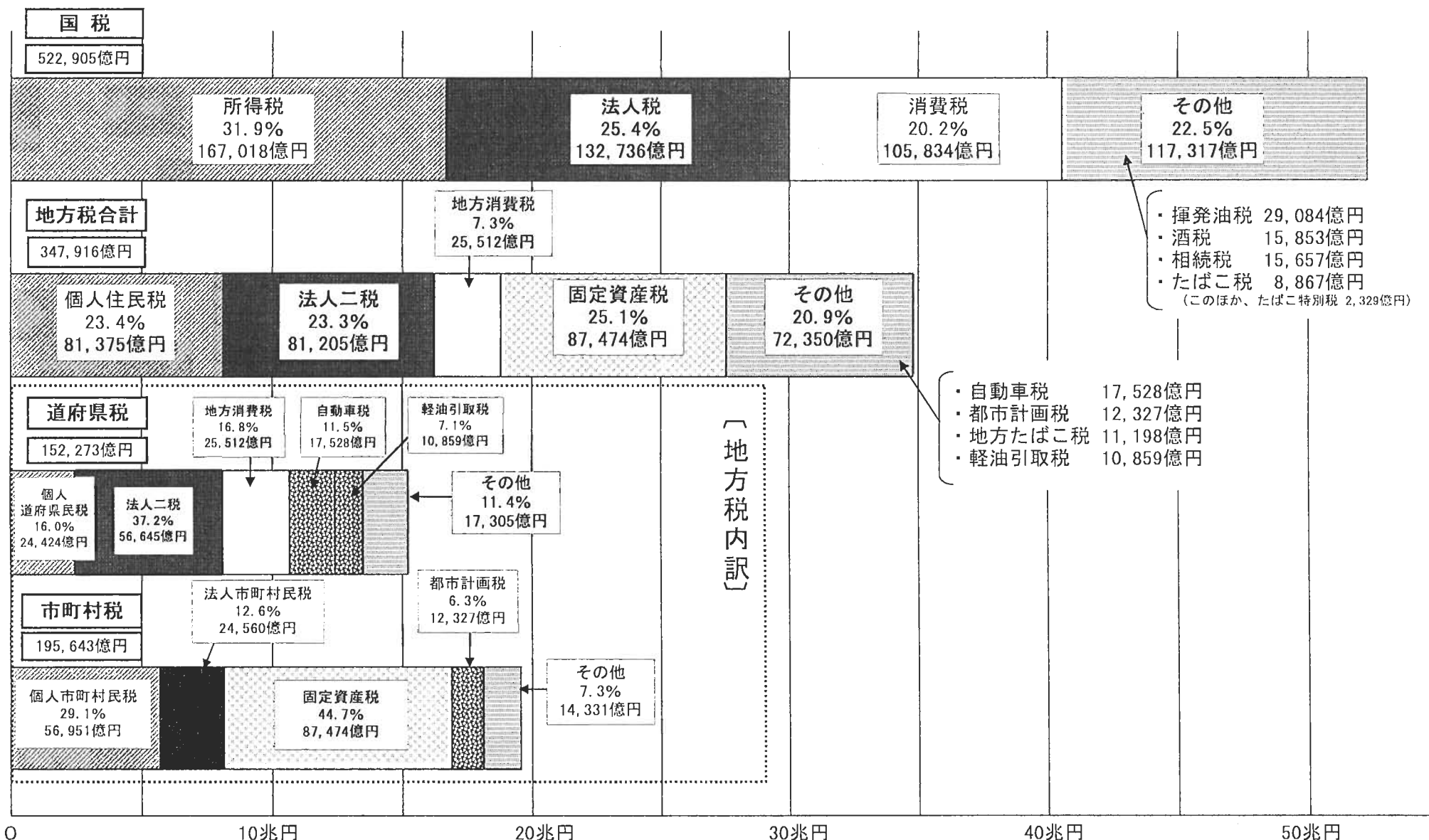
地方財政の借入金残高の状況

地方財政の借入金残高は、平成18年度末で204兆円と見込まれている。

地方税収等の落込みや減税による減収の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により急増し、平成3年度から約3倍となっている。

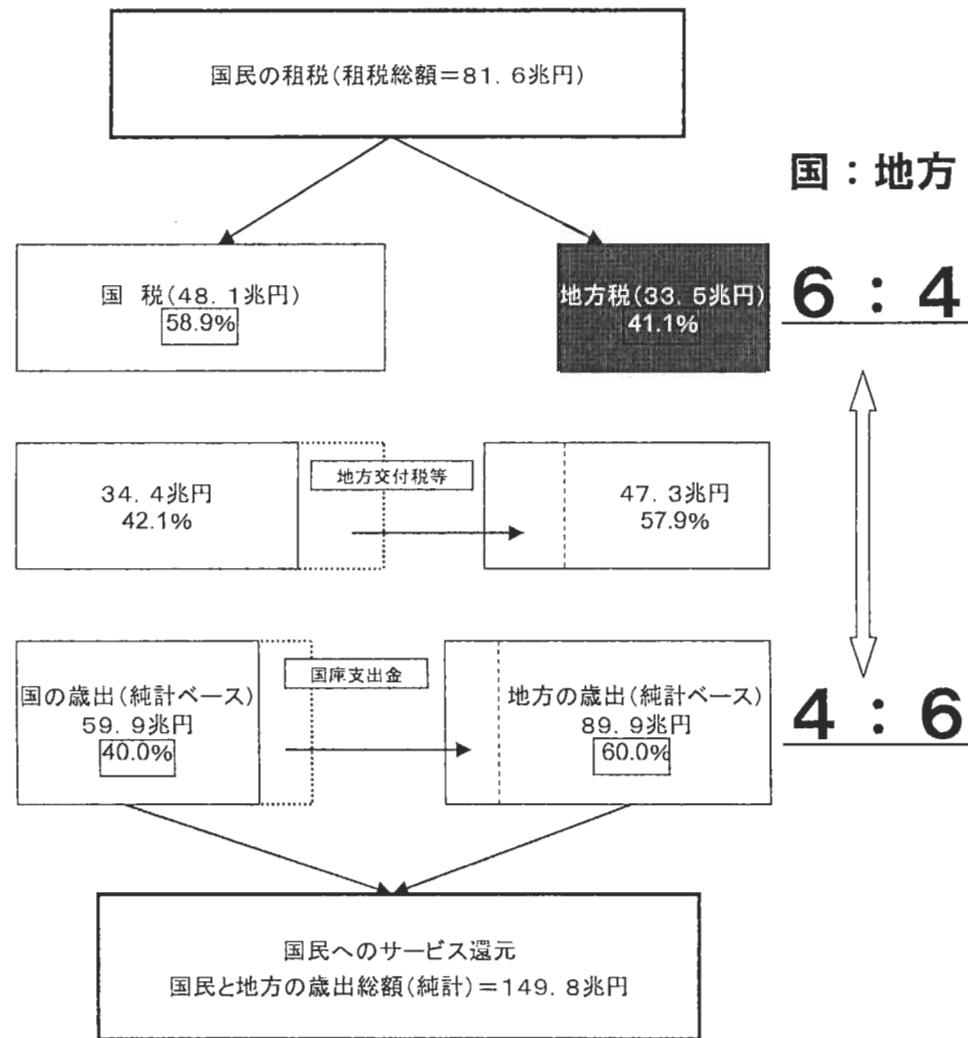


国税・地方税の税収内訳（平成17年度決算見込額）



- (注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は特別会計分を含む確定値であり、地方税、道府県税及び市町村税は超過課税分及び法定外税を含む決算見込額である。
 3 個人住民税は、配当割及び株式等譲渡所得割を含み、利子割は含まない。
 4 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の合計である。
 5 地方税合計における法人二税は、道府県民税（法人均等割、法人税割）、法人事業税及び市町村民税（法人均等割、法人税割）の合計である。
 6 道府県税における法人二税は、道府県民税（法人均等割、法人税割）、法人事業税の合計である。

国・地方の税源配分について(平成16年度)



(注)現在精査中であり、異動する場合がある。

(参考) 税源移譲後の税収見込み

国 税 49.4兆円 : 地方税 39.0兆円

56 : 44

(注)平成18年度税収をベースに、税源移譲・定率減税廃止の影響が平年度化したものと仮定し、試算。

◎地方歳入に占める地方税収入の割合 (平成16年度決算額)

(単位:億円)

地 方 税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
335,388 (35.9%)	192,890 (20.6%)	123,809 (13.2%)	123,753 (13.2%)	158,582 (17.1%)
地方歳入 93兆4,422億円				

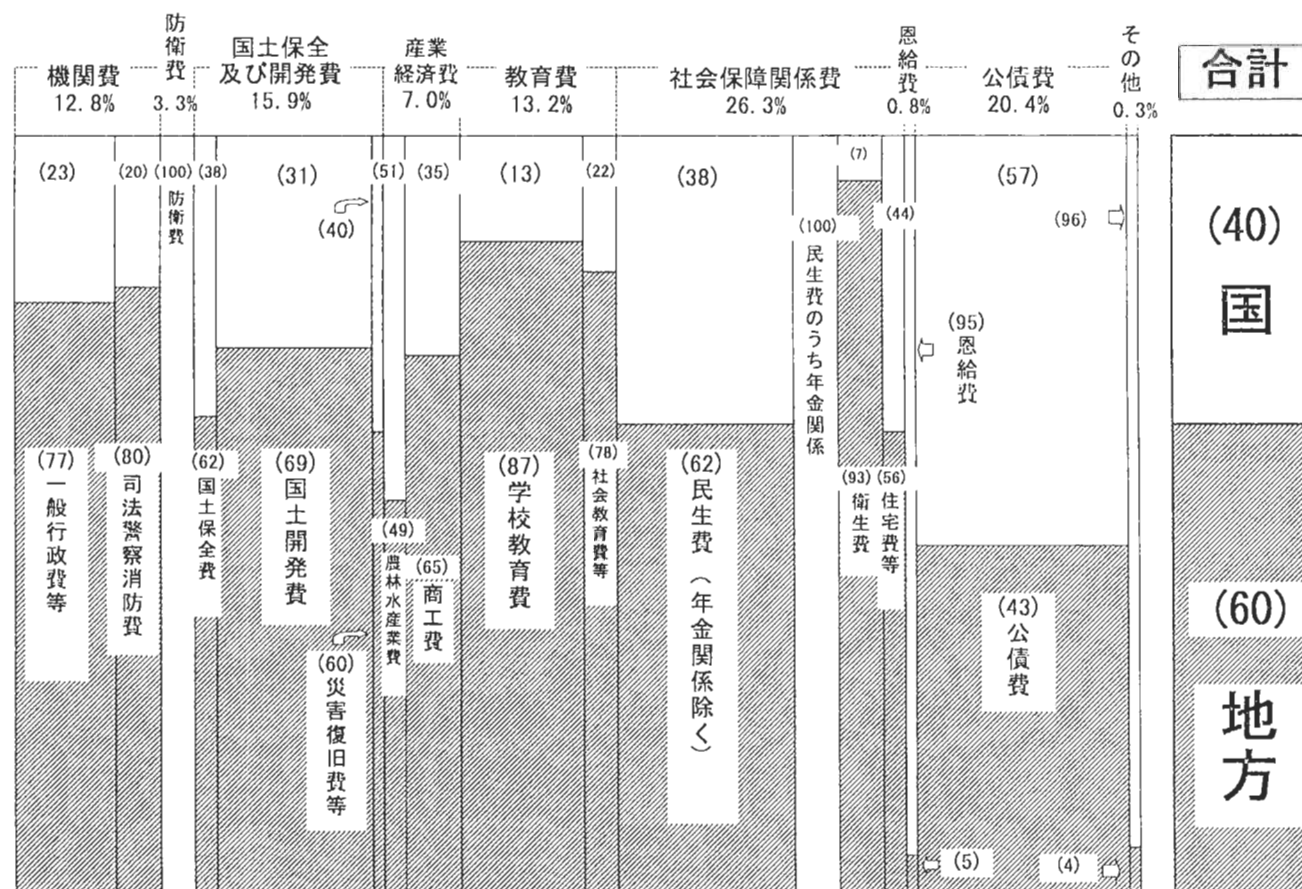
(注1)国庫支出金には、交通安全対策特別交付金を含めず、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

(注2)四捨五入の関係で一致しない箇所がある。

地方財政の果たす役割

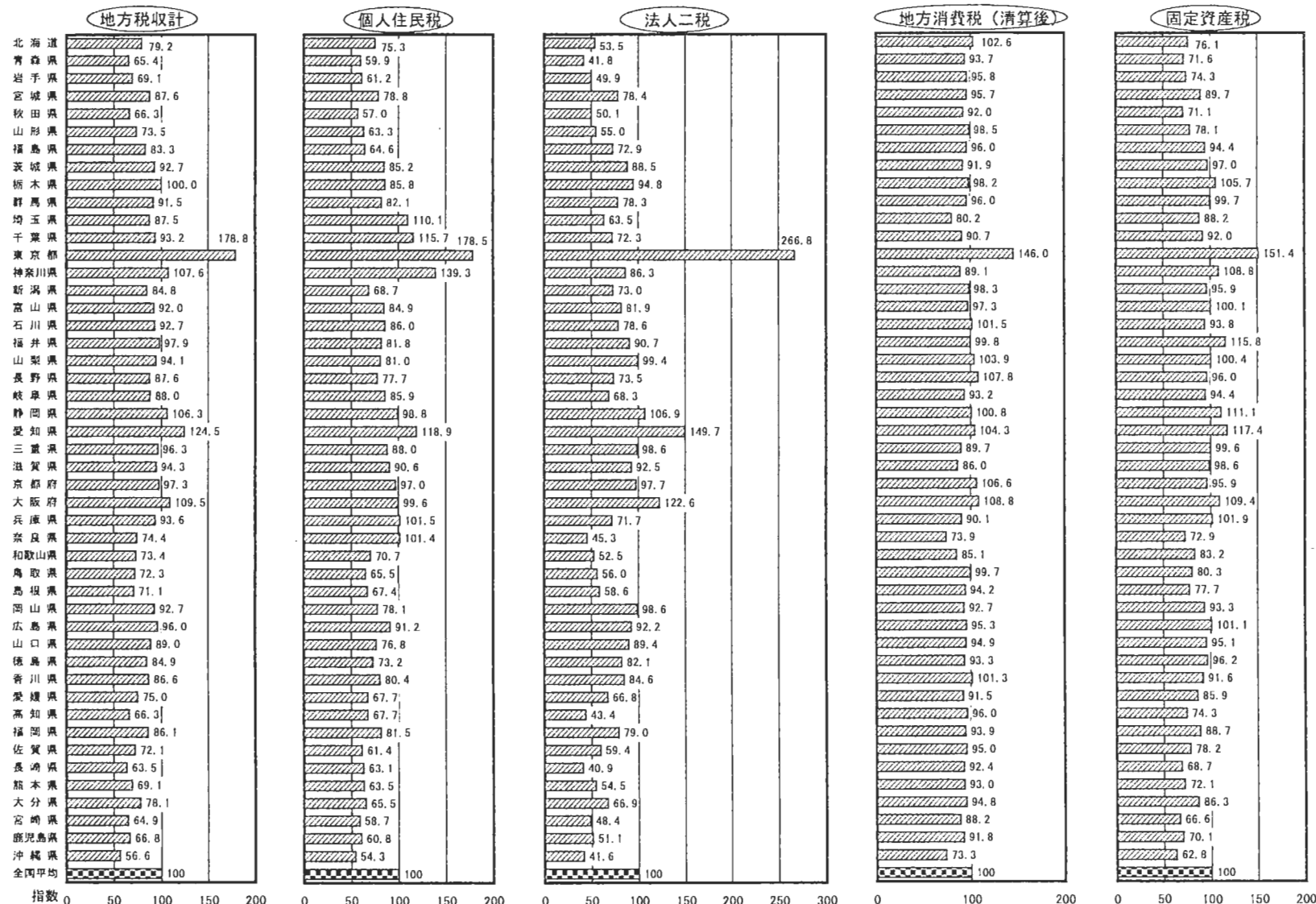
- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、地方団体の手で実施されている割合が高い。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。

○ 国と地方の役割分担(平成16年度決算) <歳出決算・最終支出ベース>



(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
計数は精査中であり、異動する場合がある。

地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合、平成17年度)



最大/最小: 3.2倍

最大/最小: 3.3倍

最大/最小: 6.5倍

最大/最小: 2.0倍

最大/最小: 2.4倍

【平成17年度決算額】

34.2兆円

8.0兆円

7.6兆円

2.6兆円

8.8兆円

(※)「最大/最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

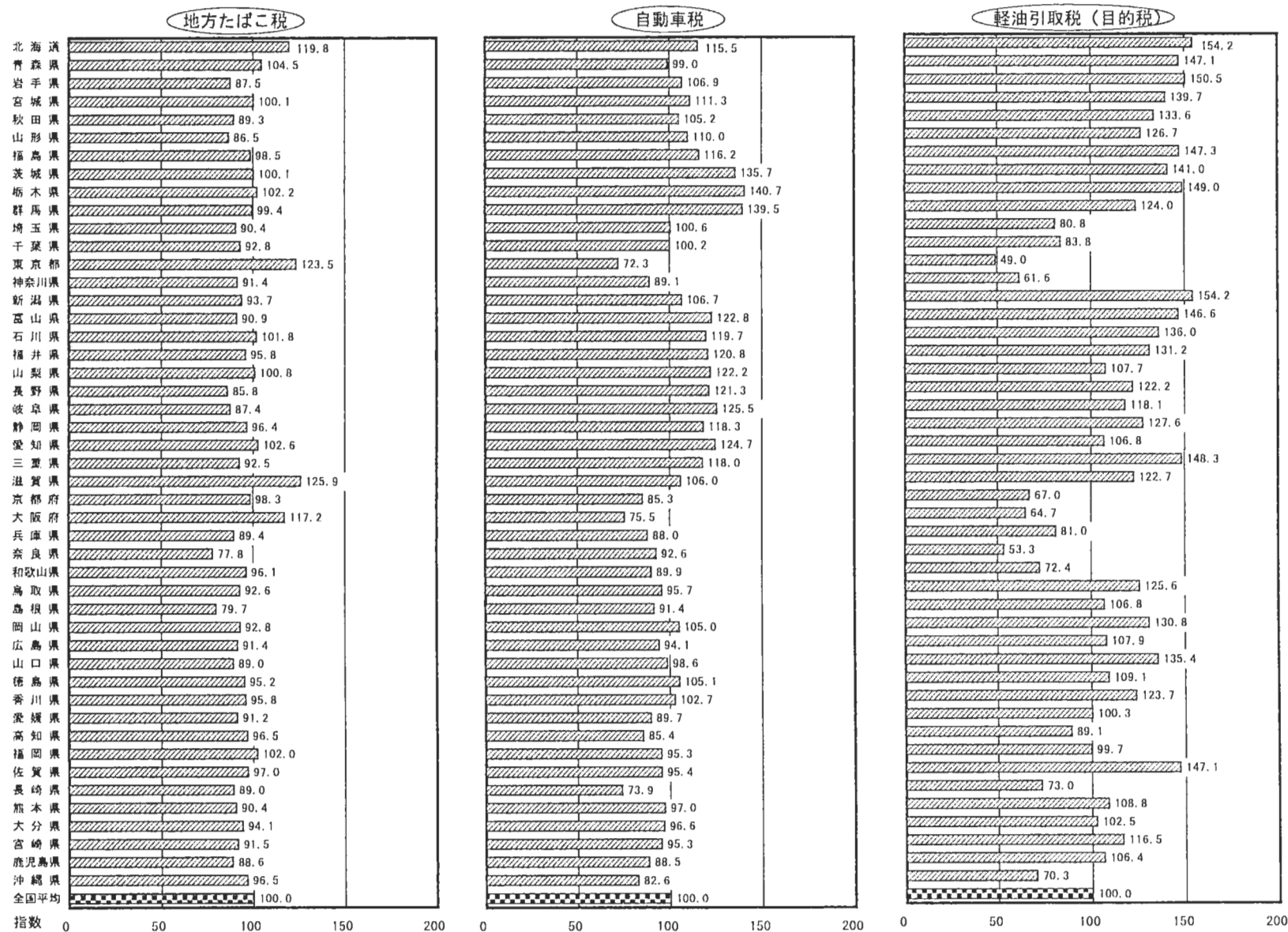
(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注3) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。

(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

(注5) 平成18年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

地方たばこ税、自動車税及び軽油引取税（目的税）の人口1人当たり税収額の指数（全国平均を100とした場合、平成17年度）



最大／最小：1.6倍

最大／最小：1.9倍

最大／最小：3.1倍

【平成17年度決算額】

1.1兆円

1.8兆円

1.1兆円

（注1）地方たばこ税の税収額は、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額である。

（注2）自動車税の税収額は、超過課税分を除く。

（注3）平成18年3月31日の住民基本台帳人口による。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（抄）

（平成18年7月7日閣議決定）

第3章 財政健全化への取組

1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組

（4）第Ⅱ期目標の達成に向けて

ii. 各分野における歳出改革の具体的内容

（別 紙）

地方財政

（中略）

（5）地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。交付税について、地方団体の財政運営に支障が生じないように必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る。地方税について、国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。

以上の点を中心に住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。

また、道州制導入の検討を促進する。

（5）歳入改革

- ・ 今回、2011 年度に国・地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を達成するために策定した要対応額と歳出削減額との差額については、税本来の役割からして、主に税制改革により対応すべきことは当然である。
- ・ 税は国民に負担を求めるものであるため、その時々において、税体系が全体として公正なものと国民に理解され、納得されるものでなければならない。他方、税制は、一定の政策目的の実現に資する役割も求められる。

今後、中長期的に、我が国税制に求められる主な基本的あるいは政策的課題は、

①歳出では、社会保障給付の顕著な増加が見込まれることから、その財源を安定的に確保すること。特に、2009 年度における基礎年

- 金国庫負担割合引上げのための財源を確保すること、
- ②経済のグローバル化の中で、我が国経済の国際競争力を強化し、その活性化に資すること、
- ③急速な少子化の進行に対応し、子育て支援策等の充実に資すること、
- ④地方分権を一層推進するため、地方税源の充実に資すること、
- であると考えられる。

なお、上記の課題にこたえる税制の構築に当たっては、国民の所得や地域の格差、経済社会活動による環境への影響、税制の頻繁な変更による経済取引の混乱回避に留意する必要がある。

- ・ これらの要請にこたえるには、税体系全般にわたる抜本的・一体的な改革が必要となる。その結果、増収及び減収がともに生じるが、ネットベースで所要の歳入を確保することが必要である。特に、社会保障給付の安定的な財源を確保するために、消費税をその財源としてより明確に位置付けることについては、給付と財源の対応関係の適合性を検討する。
- ・ 税制はまさに制度であり、歳出、特に裁量的経費を増減する場合と異なり、税収のために制度の微細な調整を行うことは極めて難しい。また、税収は民間活動に依存しており、あらかじめその額を正確に予測することは困難である。

他方、今回の歳出・歳入一体改革では、当面 2011 年度に基礎的財政収支の黒字化が求められているが、それが達成できたとしても、その後、さらに国・地方それぞれの債務残高 GDP 比を発散させず、安定的に引き下げることが必要とされている。

これらを考えれば、今後の税制改革では、2011 年度単年度における目標が達成されさえすればよいというのではなく、改革後の税制が構造的・持続的に上記の中長期的な目標を達成し得る体質を備えなければならない。

- ・ 税制改革は税体系の中で、広くかつ多岐にわたるものであり、全体としてできるだけ早期の実施を基本としつつも、経済社会の動向、税収の推移、歳出改革の進捗状況等を的確に判断し、それぞれの改革の実施について最善の時期を選択すべきである。なお、景気動向を注視し、必要があれば、政府・与党の決断により、機動的・弾力的に対応するものとする。
- ・ 以上を踏まえた税制改革については、「基本方針 2005」において、「重点強化期間¹内を目途に結論を得る」とし、また、与党税制改正大綱において、「平成 19 年度を目途に消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する」としており、今後、この考え方に沿って鋭意作業を進めていくこととする。

¹ 「重点強化期間」とは、「平成 17 年度及び平成 18 年度」のことを指す。

地方分権の推進と三位一体の改革

平成5年6月3日	地方分権の推進に関する決議（衆議院）
4日	地方分権の推進に関する決議（参議院）
平成7年5月19日	地方分権推進法成立
7月3日	地方分権推進委員会発足
平成10年5月29日	地方分権推進計画閣議決定
平成11年7月8日	地方分権一括法成立
	・ 機関委任事務制度の廃止 → 国と地方公共団体は対等・協力の新しい関係 ・ 地方税財源の充実確保が、次なる課題と整理
平成12年4月1日	地方分権一括法施行
平成15年6月27日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003 （国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革、税源移譲）
	三位一体の改革について議論
平成17年11月30日	平成18年度までの三位一体の改革に係る「政府・与党合意」 【三位一体の改革の成果】 （国庫補助負担金の改革約4.7兆円、税源移譲約3兆円、地方交付税改革約△5.1兆円） 以降、所要の予算措置、税制改正等
平成18年10月27日	地方分権改革推進法（国会提出）

地方分権改革推進法案

「骨太の方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）（抄）

○「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。」

地方分権改革推進法案

法案のイメージ

○政府内に、地方分権改革の推進体制（地方分権改革推進委員会）を整備

→ 国と地方の役割分担のあり方等を検討

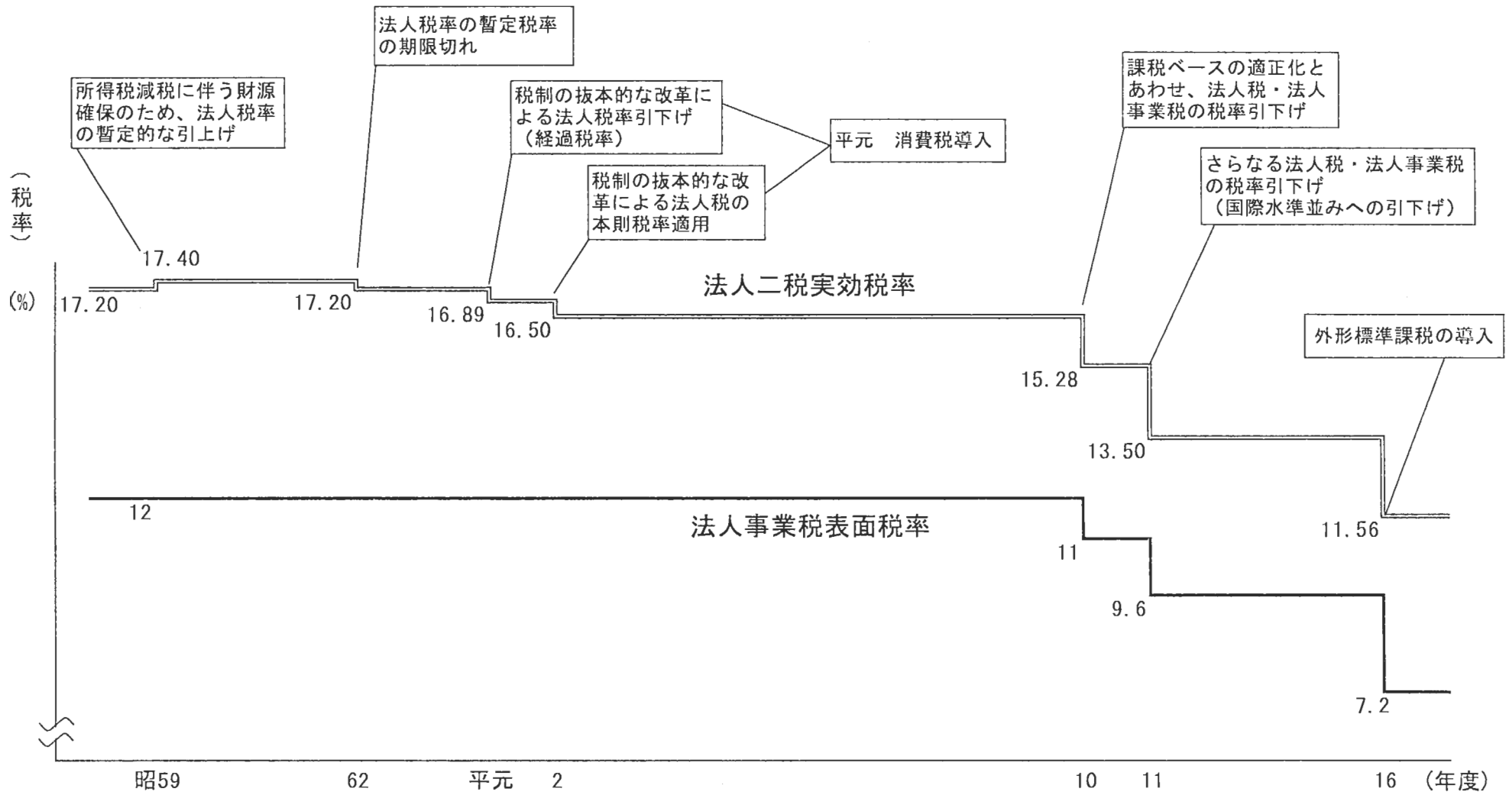
○政府は「地方分権改革推進計画」を作成

○施行から3年間の時限法

地方分権改革推進計画の作成

個別法改正を一括して実施
地方分権改革一括法（仮称）

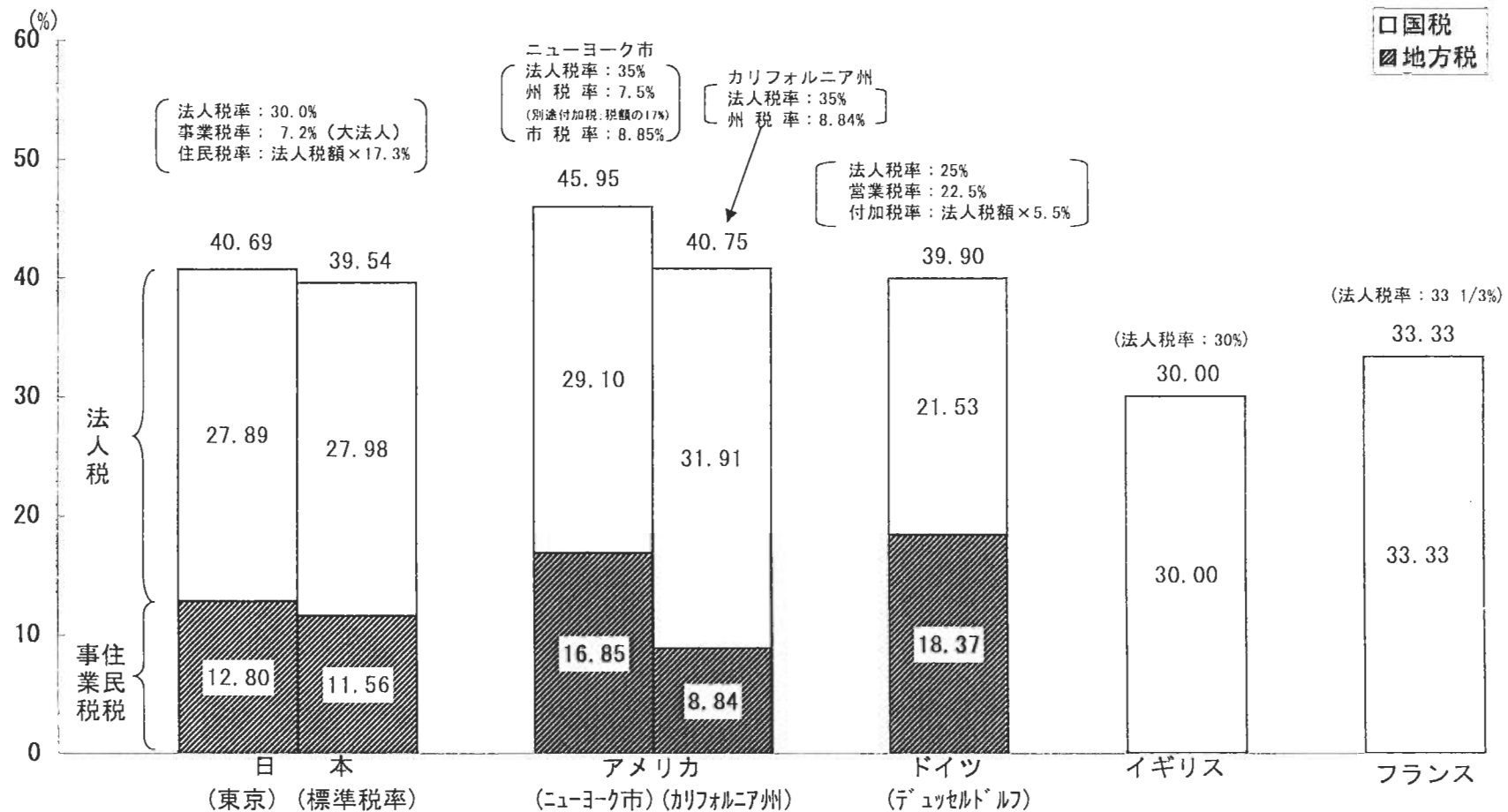
法人二税の税率の推移



- (注) 1 法人二税実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、法人住民税法人税割(道府県分+市町村分)と法人事業税の税率を合計したものである。なお、平成16年度以降の税率は、資本金1億円超の法人の税率である。
- 2 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率(昭和56年度以降:道府県民税5.0%、市町村民税12.3%)は所得ではなく、法人税額に対するものである。

法人所得課税の実効税率の国際比較（未定稿）

（2006年1月現在）



- (注) 1 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものであり、資本金1億円超の法人の税率である。
- 2 アメリカの「地方税」は、ニューヨーク市（州法人税（付加税含む）、市法人税）、カリフォルニア州（州法人税）の例である。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
- 3 ドイツの「地方税」は、デュッセルドルフの例である。ドイツの実効税率は、付加税（法人税額の5.5%）を含めたものである。ドイツの「国税」のうち、法人税は連邦と州の共有税（50:50）、付加税は連邦税であり、「地方税」である営業税は、営業収益を課税標準とする市町村税である。
- 4 フランスでは、法人所得課税のほか、職業税（地方税）が課税される。

固定資産税(償却資産)について

- 固定資産税は、土地、家屋及び償却資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、資産価値に応じて、毎年経常的に課税するもの。

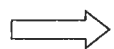
償却資産の評価額の算定方法

○ 評価額 = 取得価額 - (取得価額 × ^(※)減価率) ※ 国税の耐用年数を適用

○ 評価額の最低限度 = 取得価額 × 5%

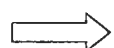
法人所得課税と固定資産税における償却資産の考え方

法人税
地方法人2税



期間収益に対応し、償却資産の取得価額を使用期間にわたって費用化するために、減価償却を行うもの。

固定資産税

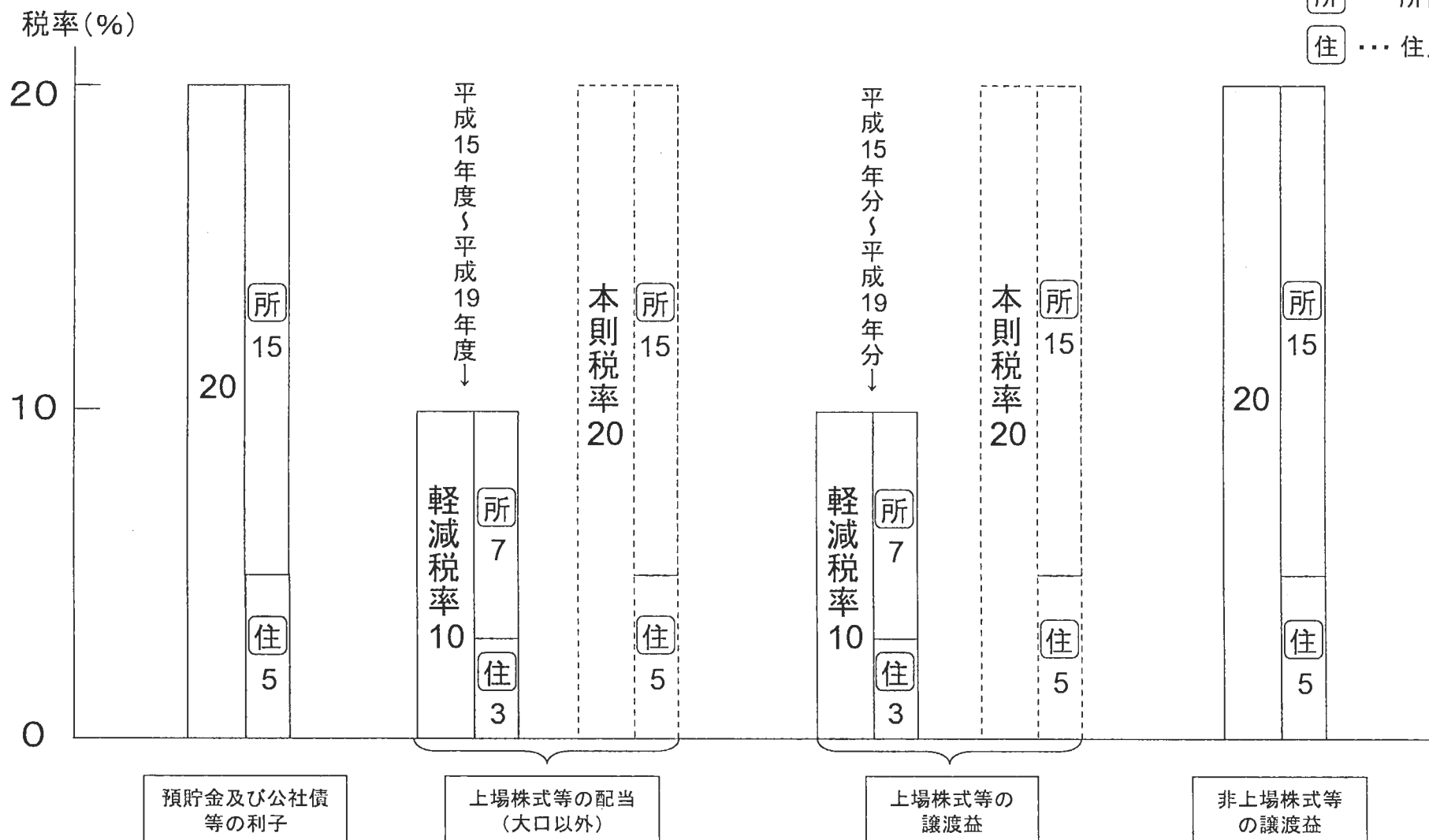


償却資産の価値に着目し、資産価値に応じた税負担を求めるもの。

※ 固定資産税の評価においては、法人所得課税では認められている「特別償却」、「割増償却」などの措置はない。

主な金融商品に係る住民税

所 … 所得税
住 … 住民税



- (注) 1. 上記のほか、「先物取引の差金等決済による利益」、「一時払い養老保険の差益」、「定期積立の給付補てん金」、「抵当証券の利息」等も20%の税率で課税されている。
2. 「上場株式等の配当(大口以外)」については、総合課税(所得控除適用)の選択可。
3. 「非上場株式等の配当」については、総合課税。